

令和3年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和3年度9月補正予算関係)

子育て・人財局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年9月定例会議案説明資料目次

子育て・人財局

【予算関係】  
（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和3年度鳥取県一般会計補正予算（第7号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表） 総合教育推進課	3 4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7
	4 債務負担行為に関する調書	家庭支援課	8

【予算関係以外】  
（報告事項）

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	議会の委任による専決処分の報告について （6）鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例（令和3年8月6日専決）	子育て王国課	9
第4号	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について	総合教育推進課	12

議案第2号

議案説明資料総括表

子育て・人財局（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 総合教育推進課	3,803,015	62,334	3,865,349	12,263	0	0	50,071	
合計	15,014,962	62,334	15,077,296	12,263	0	0	50,071	

## 令和3年度一般会計補正予算説明資料

### 2款 総務費

#### 1項 総務管理費

総合教育推進課（内線：7841）

#### 8目 私立学校振興費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
私立学校教育振興補助金	1,900,052	62,334	1,962,386	12,263			50,071																									
トータルコスト	1,905,597	63,126	1,968,723	（補正に係る主な業務内容）																												
従事する職員数	0.7人	0.1人	0.8人	補助金交付事務																												
工程表の政策内容	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する																															
事業内容の説明																																
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>私立学校の教育条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減及び学校の経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援するため、運営費の一部を助成する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>私立高等学校及び中学校の生徒数が当初の想定を上回ったことによる増額補正である。</p> <p>○補正を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校教育振興補助金（一般分） 生徒数 3,482人（当初予算）→3,665人 183人増</li> <li>・私立中学校教育振興補助金（一般分） 生徒数 316人（当初予算）→ 321人 5人増</li> </ul> <p>○所要額（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">私立高等学校教育振興補助金</td> <td style="text-align: right;">60,524</td> </tr> <tr> <td>私立中学校教育振興補助金</td> <td style="text-align: right;">1,810</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">62,334</td> </tr> </table> <p><b>【参考】</b></p> <p>・補助額：学校単価＋（生徒単価×生徒数）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">高等学校</th> <th rowspan="2">中学校</th> </tr> <tr> <th>大規模校</th> <th>中規模校</th> <th>小規模校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校単価</td> <td style="text-align: right;">38,570</td> <td style="text-align: right;">32,532</td> <td style="text-align: right;">28,681</td> <td style="text-align: right;">10,767</td> </tr> <tr> <td>生徒単価</td> <td style="text-align: right;">366</td> <td style="text-align: right;">392</td> <td style="text-align: right;">422</td> <td style="text-align: right;">362</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>平成19年度に単価方式に変更して以降、概ね3年ごとに学校経営の実態に基づき、単価を見直している（直近の変更年度：令和元年度（令和2年度は消費税率引き上げに伴う見直しを実施））。</p>									私立高等学校教育振興補助金	60,524	私立中学校教育振興補助金	1,810	計	62,334	区分	高等学校			中学校	大規模校	中規模校	小規模校	学校単価	38,570	32,532	28,681	10,767	生徒単価	366	392	422	362
私立高等学校教育振興補助金	60,524																															
私立中学校教育振興補助金	1,810																															
計	62,334																															
区分	高等学校			中学校																												
	大規模校	中規模校	小規模校																													
学校単価	38,570	32,532	28,681	10,767																												
生徒単価	366	392	422	362																												

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

款 項 目  節	2 款 総務費									
	うち子育て・人財局						1 項 総務管理費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	600,115		600,115	3,033		3,033	408		408	
2 給 料	3,150,584		3,150,584	34,434		34,434				
3 職 員 手 当 等	4,702,501		4,702,501	17,475		17,475				
4 共 済 費	1,137,113		1,137,113	11,793		11,793				
職員に係るもの(給与費)	1,035,122		1,035,122	11,394		11,394				
賃金に係るもの(その他)	101,991		101,991	399		399				
5 災 害 補 償 費	500		500							
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	5,424		5,424							
7 報 償 費	252,070		252,070	2,199		2,199	115		115	
8 旅 費	231,643		231,643	2,251		2,251	874		874	
費用弁償	37,852		37,852	651		651	434		434	
普通旅費	151,560		151,560	1,190		1,190	380		380	
特別旅費	42,231		42,231	410		410	60		60	
9 交 際 費	2,900		2,900							
10 需 用 費	563,150		563,150	1,572		1,572	100		100	
食 糧 費	21,699		21,699	200		200	30		30	
その他の需用費	541,451		541,451	1,372		1,372	70		70	
11 役 務 費	570,028	36	570,064	583		583	70		70	
12 委 託 料	5,572,745	28,569	5,601,314	11,507		11,507				
13 使用料及び賃借料	1,144,873		1,144,873	510		510	40		40	
14 工 事 請 負 費	2,833,300	272,259	3,105,559							
15 原 材 料 費	565		565							
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	93,574		93,574							
18 負担金、補助及び交付金	12,390,971	565,628	12,956,599	4,069,471	62,334	4,131,805	3,477,120	62,334	3,539,454	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800							
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200	20,000		20,000	20,000		20,000	
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	35,528		35,528							
25 寄 付 金										
26 公 課 費	225		225							
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	33,459,809	866,492	34,326,301	4,174,828	62,334	4,237,162	3,498,727	62,334	3,561,061	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	6,591,383	789,842	7,381,225	1,321,328	12,263	1,333,591	1,318,410	12,263	1,330,673
	地 方 債	2,817,000	15,000	2,832,000	32,000		32,000	8,000		8,000
	そ の 他	1,533,210	9,093	1,542,303	380,581		380,581	377		377
	一 般 財 源	22,518,216	52,557	22,570,773	2,440,919	50,071	2,490,990	2,171,940	50,071	2,222,011

令和3年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書(子育て・人財局)

(単位:千円)

節	款 項 目	8 目 私立学校振興費			子育て・人財局 合計		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	408		408	116,733		116,733
2	給 料				455,294		455,294
3	職 員 手 当 等				265,461		265,461
4	共 済 費				167,855		167,855
	職員に係るもの(給与費)				150,654		150,654
	賃金に係るもの(その他)				17,201		17,201
5	災 害 補 償 費						
6	恩 給 及 び 退 職 年 金						
7	報 償 費	115		115	19,192		19,192
8	旅 費	874		874	16,312		16,312
	費用弁償	434		434	6,383		6,383
	普通旅費	380		380	6,487		6,487
	特別旅費	60		60	3,442		3,442
9	交 際 費				100		100
10	需 用 費	100		100	21,723		21,723
	食 糧 費	30		30	699		699
	その他の需用費	70		70	21,024		21,024
11	役 務 費	70		70	13,480		13,480
12	委 託 料				2,289,607		2,289,607
13	使用料及び賃借料	40		40	9,534		9,534
14	工 事 請 負 費				133,571		133,571
15	原 材 料 費						
16	公 有 財 産 購 入 費						
17	備 品 購 入 費				555		555
18	負担金、補助及び交付金	3,477,120	62,334	3,539,454	11,090,748	62,334	11,153,082
19	扶 助 費				362,954		362,954
20	貸 付 金				19,320		19,320
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料				20,000		20,000
23	投 資 及 び 出 資 金						
24	積 立 金				10,009		10,009
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金				2,514		2,514
	予 備 費						
	計	3,478,727	62,334	3,541,061	15,014,962	62,334	15,077,296
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	1,318,410	12,263	1,330,673	2,958,699	12,263	2,970,962
	地 方 債	8,000		8,000	181,000		181,000
	そ の 他	377		377	597,581		597,581
	一 般 財 源	2,151,940	50,071	2,202,011	11,277,682	50,071	11,327,753

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
	負担金、補助 及び交付金	私立中学校教育振興補助金
		1,810
		私立高等学校教育振興補助金
		60,524

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和3年度 一時保護所費	家庭支援課	27,162			令和4年度から 令和6年度まで	27,162					27,162



件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (令和3年8月6日専決)
提出理由及び概要	<p><b>1 条例の制定理由</b> 民法の一部が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和3年8月6日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p><b>2 条例の概要</b> (1) 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正 青少年の定義について、所要の規定の整備を行う。 (2) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正 暴力団事務所の開設の禁止について定めた規定中青少年の定義について、所要の規定の整備を行う。</p> <p><b>3 施行期日等</b> ア 施行期日は、令和4年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県青少年健全育成条例及び鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第1条 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第10条 この章以下において「青少年」とは、18歳未満の者をいう。 2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止) 第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。 (1) 略 (2) <u>賭博</u>又は暴行 (3)～(5) 略 (6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは<u>閉塞用</u>若しくはシーリング用の<u>充填料</u>をみだりに摂取し、又は吸入する行為 (7)～(9) 略</p>	<p>(定義) 第10条 この章以下において「青少年」とは、18歳未満の者(<u>婚姻した者を除く。</u>)をいう。 2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止) 第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。 (1) 略 (2) <u>と博</u>又は暴行 (3)～(5) 略 (6) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料若しくは<u>閉そく用</u>若しくはシーリング用の<u>充てん料</u>をみだりに摂取し、又は吸入する行為 (7)～(9) 略</p>

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止) 第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営(暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。)をしてはならない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げるもののほか、特</p>	<p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止) 第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営(暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。)をしてはならない。 (1)～(9) 略 (10) 前各号に掲げるもののほか、特</p>

<p>にその周辺における青少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>	<p>にその周辺における青少年（18歳未満の者（<u>婚姻したものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県青少年健全育成条例第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県青少年健全育成条例第3章以下の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に婚姻をした18歳未満の者に対する鳥取県暴力団排除条例第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

件名	公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について												
提出理由	<p><b>1 提出理由</b>                  地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第5項の規定に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学評価委員会から、別添のとおり公立大学法人公立鳥取環境大学の令和2年度における業務の実績に関する評価の報告があったので、同条第6項の規定により、これを本議会に報告する。</p> <p><b>2 公立大学法人公立鳥取環境大学の令和2年度における業務の実績に関する評価概要</b>                  (1) 全体評価  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">B</div> ※S(年度計画を十二分に達成)、A(年度計画を十分に達成)、B(年度計画を概ね達成)、C(年度計画はやや未達成)、D(年度計画は未達成)の5段階評価</p> <p>(2) 大項目別評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">大項目別</th> <th style="text-align: center;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の教育等の質の向上に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>業務運営の改善及び効率化に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>点検・評価・情報公開に関する事項</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>その他業務運営に関する事項</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度のカリキュラム改訂や副専攻制度の導入準備、SDGs活動に係る鳥取商工会議所との連携事業の開始、情報公開や広報活動に係る動画配信等のオンラインでの積極的な活用等、大学の魅力向上や学外発信に意欲的かつ戦略的に取組まれた。</li> <li>・志願倍率4.5倍、入学定員充足率は105%で多くの志願者・入学者を集めた。</li> <li>・令和3年度に開始した新入試制度の効果で県内入学率が21.3%と、昨年度(16.0%)から大幅に増えた。</li> <li>・コロナ禍の大学運営について                      刻々と変化する状況や新たな知見を共有し迅速に方針を決定するため、学内に危機管理対策本部を立ち上げるなど体制を整備するとともに、学内の感染対策を徹底し、教育の質を低下させることなく、学びを継続させた。                      また、オンライン授業への切り替えや、審議会や保護者会のWEB開催など学内外におけるWEBコミュニケーションを推進するため、ストーリーミングサーバ(※)やWEB会議システム等を整備するとともに、学生への迅速な連絡手段としてスマホ・アプリシステムを導入するなど、ICT環境を充実させた。                      加えて、学内アルバイトの提供等の経済面での学生支援や、新入生の不安解消のため上級生が学習や生活等の相談に応じる「新入生サポート制度」を創設するなど、多岐にわたる対策を講じ学生の学びの継続を支援した。                      ※ストーリーミングサーバは、講義動画をストーリーミング配信するため取り入れたもの。ストーリーミング配信は、配信した動画データが、学生側の端末(パソコン)に残らないため、不正な複製や再利用を防いだり、端末側のストレージ(空き容量)が少なく済むといったメリットがある。</li> </ul> <p>&lt;取り組むべき主な課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内就職率は14.3%と、昨年度(23.4%)より大幅に低下した。コロナ終息後を見据えた戦略の練り直しを行うとともに、学生と県内企業とのマッチング強化等、中期目標30%達成に向けた取り組みが必要。</li> <li>・県内入学率は昨年度から大幅に増加したが、新入試制度の中で、定員を満たしていない区分(学校推薦型選抜(推薦)Ⅱ型)もあり、更なる制度周知等により、目標値の積み増しが必要。(中期目標25%)</li> </ul>	大項目別	評価	大学の教育等の質の向上に関する事項	B	業務運営の改善及び効率化に関する事項	B	安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	B	点検・評価・情報公開に関する事項	A	その他業務運営に関する事項	B
大項目別	評価												
大学の教育等の質の向上に関する事項	B												
業務運営の改善及び効率化に関する事項	B												
安定的な経営確保・財務内容の改善に関する事項	B												
点検・評価・情報公開に関する事項	A												
その他業務運営に関する事項	B												
概要													